

運輸・交通対策に関する要望

運輸・交通対策の充実強化及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1．港湾・海岸の整備促進を図るため、平成12年度港湾・海岸関係予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保し、港湾整備七箇年計画及び海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

2．整備新幹線について

(1) 整備新幹線の建設促進を図るため、平成12年度建設費関係予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の調査を実施し、早期着工を図ること。

(2) 建設に伴う地域の財政負担について適切な措置を講ずること。

(3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備促進を図ること。

(4) 経営分離後の並行在来線の経営安定化策を図ること。

3．軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の早期実用化を推進すること。

4．主要幹線鉄道、都市鉄道的高速化、複線化、路線延長及び地方鉄道新線建設等の整備促進に必要な予算を確保すること。

また、鉄道や道路の立体交差化等の整備促進に必要な予算を確保

すること。

なお、鉄道整備のための出資債の元利償還金について、地方交付税の基準財政需要額に算入すること。

5．高齢者・障害者等が駅を利用する際の負担を軽減するエレベーター、エスカレーター等のバリアフリー化施設の整備を推進するため、鉄道事業者に対する指導、助成措置等の強化を図ること。

6．第 7 次空港整備七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度空港関係予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保するとともに、地域拠点空港及び地方空港の整備等の促進を図ること。

7．地方バス路線について

(1) 地域住民の生活に密着した地方バスの運行を維持するための補助制度を拡充すること。

(2) 需給調整規制の廃止に伴い、生活路線として必要な不採算路線の確保に対する公的助成（バスに替る乗合タクシー、コミュニティバス等を含む）に対する地方負担について十分な財政措置を講ずること。

(3) 需給調整規制の廃止に伴う路線バスの退出入については、地域の意見を十分考慮し、慎重に検討すること。

8．ノンステップバスについて

(1) ノンステップバス導入に係る補助制度を拡充すること。

(2) ノンステップバスの一層の低価格化を推進するため、バス製

造業者に対する支援措置を図ること。

- 9 . 第 6 次特定交通安全施設等整備事業七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度関係予算を確保すること。

なお、交通事故防止対策として、四輪車による前照灯の昼間点灯走行の義務付けを図ること。

- 10 . 自転車駐車場及び自動車駐車場の整備を促進するため、補助制度等を拡充するとともに、税制上の特例措置の延長及び拡充を図ること。

また、違法駐車対策を強力に推進すること。

- 11 . 観光産業の振興を図るため、観光大学を設立し、地域の活性化を担う人材育成の推進を図ること。

以上要望する。